

建設工事等発注事務に関する
コンプライアンス・マニュアル

令和2年4月

防府市上下水道局入札検査室

目 次

I	コンプライアンス要綱の運用	1
1	第1条関係（目的）	1
2	第2条関係（定義）	1
3	第3条関係（報告）	4
4	第4条関係（記録）	5
5	第5条関係（記録票の取扱い）	5
6	第6条関係（不当な働きかけ等への対応）	5
7	第7条関係（秘密の保持）	6
8	第8条関係（事業者等との応接方法）	7
9	第9条関係（執務環境の整備等）	8
10	第10条関係（職員のコンプライアンス）	9
11	第11条関係（他制度との関係）	10
II	発注事務の各段階における留意事項	12
1	発注見通しの公表	12
2	設計書及び仕様書等の作成	12
3	発注準備	13
4	予定価格調書の作成	14
5	入札の公告及び入札説明書	14
6	業者選定の公正な手続	15
7	随意契約	15
8	入札執行	16
9	契約の締結	17
10	監督	17
11	契約の変更	17
12	完成検査	18
III	発注事務に関する問合せ等に対する対応例	19
1	事業内容、設計内容に関する問合せ	19
2	予定価格等に関する問合せ	20
3	入札時期に関する問合せ	20
4	一般競争入札参加資格に関する問合せ	20
5	入札参加者に関する問合せ	21
6	指名業者の選定に関する問合せ	21
IV	入札談合等関与行為防止法について	22
1	法の制定、改正の経緯	22
2	入札談合等関与行為に該当する行為	22
3	公正取引委員会による改善措置要求等	23
4	職員に対する刑罰規定	23
5	不祥事の結末	24

6	当該法律に関する Q & A	26
7	当該法律に基づく刑事事件例	29

I コンプライアンス要綱の運用

「防府市上下水道局建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱」(以下「コンプライアンス要綱」という。)は、職員の法令遵守と綱紀保持及び事業者等からの不当な働きかけ等を防止するために基本的な事項を定めたものですが、条文形式で分かりにくいところもあります。そこで、全ての職員が読んでわかるように、逐条的に趣旨や運用などについて解説します。

1 第1条関係(目的)

(目的)

第1条 この要綱は、防府市上下水道局における建設工事等の発注事務に関し、事業者等から職員に対する不当な働きかけ等があった場合の対応及び職員の綱紀保持に必要な事項を定め、組織としての適切な対応の徹底を図るとともに、発注事務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

防府市上下水道局が発注する建設工事等において、公開前の予定価格や発注事務に関する秘密の情報等を探ろうとする「不当な働きかけ等」の抑止や組織としての対応に万全を期す必要があることから、新たに建設工事等の発注事務に関するコンプライアンス要綱を定めたものです。

本要綱において、不当な働きかけ等に対する新たな記録、報告制度の創設等により、不当な働きかけ等の抑止を図るとともに、職員の秘密漏えいの防止や綱紀保持により組織としての適切な対応の徹底を図ることとしています。

2 第2条関係(定義)

(定義)

第2条 この要綱において「建設工事等」とは、防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱(昭和61年3月1日制定)第1条に規定する建設工事等をいう。

2 この要綱において「発注事務」とは、資格審査、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約方法の選択、契約の相手方の決定、契約の締結、監督、検査及び支払い並びに契約履行状況の確認及び評価その他発注全般に係る事務をいう。

3 この要綱において「入札参加資格業者」とは、建設工事等競争入札参加資格のある事業者(役員、使用人、代理人その他これに準ずる者を含む。)をいう。

4 この要綱において「事業者等」とは、入札参加資格業者等、防府市上下水道局における建設工事等の発注に何らかの利害関係を有する者をいう。

5 この要綱において「職員」とは、防府市上下水道事業管理者(以下、「管理者」という。)及び地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項の規定によって管理者が任用した者をいう。

6 この要綱において「発注事務担当職員」とは、発注事務を担当する全ての職

員（決裁者及び決裁合議において経由するものを含む。）をいう。

7 この要綱において「不当な働きかけ等」とは、建設工事等の個別の契約に係る発注事務に関し、公正な職務の執行を損なうおそれのある要求行為であつて、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為
- (2) 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
- (3) 非公開又は公開前における予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、判断基準額、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為
- (4) 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
- (5) 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為

8 この要綱において「要求行為」とは、陳情、要請、要望、意見等の名称及び口頭、電子メール等の形態を問わず前項の内容を含む意思行為をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 入札公告等に基づく設計図書に関する質問
- (2) 業界団体等各種団体の意思決定に基づき作成された、発注事務全般に関する意見書、要望書等の提出
- (3) 公表若しくは公開された資料の請求又は事実の照会若しくは確認
- (4) 法令等により認められた権利の行使等

第2項について

「発注事務」の定義は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第7条を参考にしており、その範囲は、入札契約段階の事務だけでなく、設計の段階から、監督、確認、検査、評価の段階まで、発注者として綱紀を保持すべき、公共工事等の発注に係る関連事務を含む広い範囲を対象としています。業者の資格審査、契約の締結、契約書に基づく支払い事務等、発注に係る秘密を知ることのできる事務も含まれます。

第4項について

「事業者等」の定義となる「何らかの利害関係」とは、直接的な利害関係を有する入札参加資格業者や関連事業者だけでなく、間接的な利害関係を有する家族や知人なども含む幅広い利害関係を対象とします。

第7項について

「不当な働きかけ等」とは、具体的には次のような行為が想定されますので、これら具体例を参考として個別の案件ごとに判断することになります。

① 事業者等の競争入札への参加又は不参加に関する要求行為

ア 特定の事業者等が入札に参加できるよう、分割発注の実施や発注ロットの縮小・拡大、予定価格の引き下げ・引き上げ等を行なうよう要求する行為

- イ 特定の事業者等が入札に参加できるよう、参加資格要件の内容について便宜を図るよう要求する行為
- ② 事業者等の受注又は非受注に関する要求行為
 - ア 特定の事業者等と随意契約ができるよう、分割発注等を行うよう要求する行為
 - イ 特定の事業者等と契約するように、発注担当職員に対して要求する行為
- ③ 非公開又は公開前における予定価格、低入札価格調査制度の調査基準価格、判断基準額、最低制限価格又は総合評価における加算点（これらを推測できる金額、数値等を含む。以下「公開前の予定価格等」という。）に関する情報漏えい要求行為
 - ア 公開前の予定価格等を教示するよう要求する行為
 - イ 公開前の予定価格等を推測できる金額を示唆するよう要求する行為
 - ウ 総合評価における加算点を教示するよう要求する行為
- ④ 入札参加者についての公表前における情報漏えい要求行為
 - ア 入札参加者名を公表前に教示するよう要求する行為
 - イ 入札参加者に関する情報（入札参加者数、入札参加者の住所等）を教示するよう要求する行為
 - ウ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
 - エ 共同企業体の組み合わせについて教示するよう要求する行為
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、事業者等への便宜、利益若しくは不利益の誘導又は談合につながるおそれのある要求行為
 - ア 特定の事業者等に対して有利な又は不利益な取扱いを要求する行為
 - イ 秘密とされている情報や資料を、特定の事業者等に対して漏えいするよう要求する行為
 - ウ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、事前に意見、確認又は受領等を要求する行為
 - エ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為
 - オ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
 - カ 資材調達又は物品納入等に係る業者選定に関して、元請事業者に対する働きかけを要求する行為
 - キ 変更協議において、便宜を図ることを要求する行為
 - ク 監督、検査、評定等において、便宜を図ることを要求する行為

【談合につながるおそれのある要求行為】

要求された行為のうち次のような行為は、「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」（以下「入札談合等関与行為防止法」という。）に規定された「入札談合等関与行為」に該当します。

「入札談合等関与行為」の詳細は、本マニュアルの「Ⅳ 入札談合等関与行為防止法について」を参照してください。

- ア 事業者又は事業者団体に談合を唆すよう要求する行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項第1号、第8条）
- イ 契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆することを要求する行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項第2号）
- ウ 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆することを要求する行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号）
- エ 特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼により、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加するものとして特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助するよう要求する行為（入札談合等関与行為防止法第2条第5項第4号）

第8項について

不当な働きかけ等に該当しない要求行為が例示されていますが、その他には次のような具体的行為が想定されます。

- ア 不当な働きかけ等は、個別の契約に係る発注業務に関するものが対象であり、総合評価の加点基準や、低入札価格調査制度の調査基準価格等の改正など、入札契約制度そのものに関する要求行為は対象となりません。
- イ 個別具体の案件に関するものではなく、公共工事等の発注全般又は全体的方針等に対する陳情、政策提言、意見、要望など書面で提出されたものは不当な働きかけ等に該当しません。
- ウ 単に入札及び契約手続きに関する事実の確認であることが明らかなものは不当な働きかけ等に該当しません。
- エ 発注が予定されている工事等への指名の依頼等は、発注方法の変更や発注基準など個別具体の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不当な働きかけ等に該当しません。
- オ 内容が市議会、審議会、公聴会等、不特定の者が傍聴できる公開の場で行われたものは対象となりません。

3 第3条関係（報告）

（報告）

第3条 事業者等から不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、速やかにその概要を所属長に報告するものとする。

職員は、不当な働きかけ等に該当すると思われる行為を受けたときは、速やかに所属長に報告することが規定されています。なお、このような行為を知り得た

職員も、同様に所属長に報告することが規定されています。

4 第4条関係（記録）

（記録）

第4条 前条において、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた職員又はそれを知り得た他の職員は、所属長の指示等により当該不当な働きかけ等の内容を記録票（別記様式）に記録するものとする。

職員は、不当な働きかけ等に該当すると思われる行為を受けたことを所属長に報告した後、所属長の指示等により不当な働きかけ等の内容を記録票に記録することが規定されています。なお、このような行為を知り得た職員も、同様に記録票に記録することが規定されています。

5 第5条関係（記録票の取扱い）

（記録票の取扱い）

第5条 職員は、記録票を作成した場合は所属長に提出の上、報告するものとする。

2 所属長は、速やかに記録票の写しを添付し、入札検査室長に報告するものとする。

3 所属長は、作成された記録票を防府市上下水道局文書取扱規程（平成23年水道局規程第9号）第5章の定めるところにより適正に保管し、及び保存しなければならない。

4 記録票は、防府市情報公開条例（平成10年防府市条例第28号）第2条第2号に規定する公文書として公開請求の対象とする。

第1項について

職員は、作成した記録票を所属長に提出し、報告することが規定されています。

第2項について

記録票の提出を受けた所属長は、その写しを添付して、入札検査室長に報告することが規定されています。

第4項について

記録票は公文書であり、情報公開の対象となりますが、部分開示も含め開示するか否かは、情報公開条例の非公開条項に照らし個別に判断することとなります。

6 第6条関係（不当な働きかけ等への対応）

（不当な働きかけ等への対応）

第6条 職員は不当な働きかけ等に対して応じてはならない。

2 入札参加資格業者から不当な働きかけ等があった場合、管理者は防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成23年7月1日制

定)に基づき、指名停止措置の可否を判断するものとする。

- 3 職員は、不当な働きかけ等をする事業者等に対し、当該不当な働きかけ等について記録すること、当該記録が防府市情報公開条例の規定に基づく公開請求の対象となること、及び当該事業者等が入札参加資格業者であるときは指名停止措置の可否を判断することを説明するよう努めるものとする。

第1項について

職員は、事業者等から不当な働きかけ等であると考えられる行為があった場合には要求には応じられない旨、毅然とした対応をしてください。対応にあたっては、本マニュアルの「Ⅲ 発注事務に関する問合せ等に対する対応例」を参考にしてください。

第2項について

入札参加資格業者の不当な働きかけ等に対しては、当該記録票の内容や発注事務担当職員の記録、当該事業者等からの事情聴取の結果等を確認した上で、個別案件ごとに指名停止措置の可否を判断することになります。

防府市上下水道局発注工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱では、不当な働きかけ等は「不正又は不誠実な行為」に該当するものであり、指名停止期間は「1ヶ月以上9ヶ月以内」となっています。

第3項について

職員は、事業者等から不当な働きかけ等であると考えられる行為があった場合には、当該行為を記録すること、当該記録が情報公開の公開請求の対象であることを、不当な働きかけ等を行った者に説明してください。また、当該事業者等が入札参加資格業者の場合は、指名停止措置の可否を判断することを伝えてください。

7 第7条関係（秘密の保持）

（秘密の保持）

第7条 発注事務担当職員は、公表前の予定価格等その他の発注事務に関する秘密を保持しなければならない。

2 発注事務担当職員は、自ら担当する発注事務の秘密を業務上知り得る立場にある者以外の者に教示又は示唆をしてはならない。

3 発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等の決裁や保管を厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付をし、その他これらに類することを行ってはならない。ただし、やむを得ない理由があるものとして所属長の承諾を得た場合は、この限りではない。

第1項について

発注事務担当職員は、職務上知り得た秘密を保持する義務を負い、当該発注事務の担当職員以外の者に漏えいすることや、発注事務の目的外に利用することは禁止されています。発注事務に関する秘密情報については、本マニュアルの「Ⅳ 入

札談合等関与行為防止法について」の2【入札談合等関与行為の事例】③を参照してください。

第2項について

発注事務担当職員は、発注事務の秘密を、たとえ職員といえども業務上知り得る立場にない者に、漏えいすることは禁じられています。

第3項について

発注事務担当職員は、発注事務の秘密に関する書類等は厳格に取り扱うとともに、当該書類等を庁外に持ち出し、送付等することは禁止されています。秘密に関する書類等には、電子媒体やパソコン内のデータも含まれ、送付には電磁的方法によるものも含まれます。

8 第8条関係（事業者等との応接方法）

（事業者等との応接方法）

第8条 発注事務担当職員は、事業者等と接するときは、公平かつ適正に行い一部の事業者等を差別的に取り扱ってはならない。

2 発注事務担当職員は、事業者等との応接にあたっては、原則として受付カウンターや応接コーナー等オープンな場所で行うものとする。

3 発注事務担当職員は、やむを得ず個室で対応する場合は、複数の職員で応接するとともに、ドアを開ける等疑惑を招くおそれのないよう配慮するものとする。

4 発注事務担当職員は、やむを得ず一人で対応しなければならない場合は、原則として事業者等との会話を録音し、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた場合には、その記録を保管するよう努めるものとする。

5 発注事務担当職員は、電話による事業者等との応接において、不当な働きかけ等に該当すると思料する要求行為を受けた場合には、文書等を作成し、その記録を保管するものとする。

第1項について

特定の事業者等との不適切な接触は、秘密の漏えいや公正な競争の阻害につながるおそれがあります。発注事務担当職員は、業者との癒着といった発注者に対する市民の疑惑を招くことがないよう、事業者等との接し方に細心の注意を払う必要があります。

特に、旧知の事業者等（OBや先輩等）との接し方については、他の事業者等と比較して有利に扱うなどして、事業者間で不公平が生じないように注意しなければなりません。

事業者等との接触については、防府市上下水道局企業職員倫理規程に基づく利害関係者との間における規制の対象となります。事業者等から供応接待を受けることや飲食をすることなどは、同規程第4条の規定により禁じられています。同規程による禁止行為については、第10条（職員のコンプライアンス）第2項の

解説を参照してください。

第2項について

事業者等との応接にあたっては、市民の疑惑や不信を招かないよう必要最小限にとどめ、適切な場所、適切な方法で行うことが重要です。原則として、受付カウンター等、他の職員の目に触れる仕切りのない場所で、極力複数で対応してください。

契約に基づく提出書類を単に受領するような契約事務等は、一人で対応しても問題ありませんが、何らかの要求行為があれば複数で対応してください。

第3項について

何らかの事情により、受付カウンター等オープンな場所が確保できず、会議室等で対応せざるを得ない場合は、必ず複数の職員で対応してください。

第4項について

指名停止処置等を検討する場合の裏づけ資料として、極力録音による記録が望ましいが、録音機械を準備する暇がないような場合などには、メモ等による記録でもやむを得ません。

第5項について

事業者等から電話による不当な働きかけ等と思われる要求を受けた場合は、必ず文書あるいは記録票を作成し、第3条から第5条の規定により、報告、記録、記録票の提出を行ってください。

9 第9条関係（執務環境の整備等）

（執務環境の整備等）

第9条 発注事務を所管する所属長は、発注事務を行う執務室について、事業者等の自由な出入りを制限するとともに、掲示等によりその旨を周知するものとする。

2 発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員が事業者等と応接するための受付カウンターその他の場所を確保するものとする。

第1項について

仕様書や設計書等の作成及び契約事務等を担当する課又は室の執務室においては、執務室ごとに出入り口に張り紙又は立て札等を設置し、全ての来客者に入室制限を周知してください。

表示例

- ・積算中につき、執務室への入室はご遠慮ください。
- ・御用の方は、この場でお声をかけてください。
- ・名刺は、備え付けの「名刺受」にお入れください。

第2項について

事業者等来客との対応のためには、受付カウンターや打合せスペースなどを確保し、仕様書や設計書の作成場所とは空間的に分離するようにしてください。

10 第10条関係（職員のコンプライアンス）

（職員のコンプライアンス）

第10条 発注事務担当職員は、関係法令等を遵守しなければならない。

2 発注事務担当者は、防府市上下水道局企業職員倫理規程（平成13年水道局規程第1号）を遵守しなければならない。

3 発注事務を所管する所属長は、発注事務担当職員に対し、発注事務に係る関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るため、必要な研修や講習等の充実に努めなければならない。

第1項について

発注事務担当職員は、発注事務の根拠となる様々なルール（会計規程、工事執行規則、契約約款、事務処理マニュアル等）の確実な遵守及び支出負担行為の根拠となる予算の確認、発注情報等の適正な管理を厳密に行わなければいけません。

第2項について

発注事務担当職員は、防府市上下水道局企業職員倫理規程の規定に基づき職員の倫理を保持しなければいけません。防府市上下水道局企業職員倫理規程第2条第3項には次のような事務の対象者が利害関係者に規定されています。

①許認可等、②補助金等交付、③立入検査等、④不利益処分、⑤行政指導、⑥事業の発達、改善及び調整、⑦契約

また、同規程第4条には次のような行為が禁止行為として規定されています。

① 金銭、物品、不動産、せん別、祝儀、香典、供花等の贈与を受けること。
（香典、供花等で儀礼上のものと認められる程度のものを除く。）

② 金銭の貸付けを受けること。

③ 無償で物品や不動産の貸付けを受けること。

④ 無償で役務の提供を受けること。

⑤ 未公開株式を譲り受けること。

⑥ 供応接待を受けること。

⑦ 共に飲食をすること。

⑧ 共に遊戯、ゴルフをすること。

⑨ 共に公務以外の旅行をすること。

なお、防府市上下水道局企業職員の非違行為に係る懲戒処分等の基準第2条第1項では、入札談合等に関与する行為の懲戒処分基準は次のとおり規定されています。上下水道局が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合は、免職又は停職になります。

第3項について

発注事務の適正、的確な遂行に関する理解を深め、関係法令等の遵守及び綱紀保持に関する意識の高揚を図るためには、職場内での研修の充実及び職場外での研修や講習等への継続的な参加が必要になります。発注事務を所管する所属長は、これらの必要な研修や講習等を充実するよう規定しています。

1 1 第11条関係（他制度との関係）

（他制度との関係）

第11条 不当な働きかけ等が、防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱（平成20年5月1日制定）第2条第2項の「一定の公職にある者等」により行われた場合には、本要綱によるほか、同要綱によるものとする。

2 不当な働きかけ等が、防府市不当要求行為等防止対策要綱（平成16年6月11日制定）第2条の「不当要求行為等」に該当する場合には、本要綱によるほか、同要綱によるものとする。

第1項について

防府市職員に対する不当な働きかけに関する取扱要綱第2条第2項の一定の公職にある者等とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 国会又は地方公共団体の議会の議員
- ② 地方公共団体の長、副知事及び副市町村長
- ③ 前2号に掲げる者の秘書及び親族並びに前2号に掲げる者を支援する政治団体の役職員及び構成員並びに前2号に掲げる者から依頼を受けた者
- ④ 業界団体等各種団体の役職員
- ⑤ 第1号又は第2号に掲げる者であった者
- ⑥ 防府市職員であった者

また、同要綱第2条第3項の不当な働きかけとは、一定の公職にある者等が公正な職務の執行を損なう行為を職員に要望等する行為であって、次のような行為が規定されています。

- ① 事業採択、許可、認可又は請負その他の契約（契約内容の決定、入札手続等を含む。）に関し、特定の者に対して有利な取扱い又は不利な取扱いを求める行為
- ② 職務の遂行に関し、特定の者に義務のないことを行わせ、又は特定の者の権利の行使を妨げる行為
- ③ 執行すべき職務を執行せず、又定められた期限までに執行しないよう求める行為
- ④ 職員の採用、昇任、転任等について人事の公正を害する行為
- ⑤ 職務上知り得た秘密を漏えいさせようとする行為
- ⑥ 要求に応じることができない旨の回答を受けているにもかかわらず、正当な理由なく執拗に要求し続ける行為
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか、法令、条例、規則、告示、訓令、要綱その他

の定めに違反する行為を求める行為

第2項について

防府市不当要求行為等防止対策要綱第2条の不当要求行為等とは、次のような行為が規定されています。

- ① 暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為
- ② 正当な理由もなく、職員に面会を要求する行為
- ③ 乱暴または執拗な言動等により職員の心身の安全を脅かす行為
- ④ 正当な権利行使を装い、又は社会的相当性を逸脱した手段により機関誌、図書等の購入要求又は工事計画の変更、工事の中止、下請参入要求及び法外な補償等を不当に要求する行為
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為
- ⑥ その他、前各号に準ずる行為

Ⅱ 発注事務の各段階における留意事項

発注事務担当職員は、発注事務の公平性及び透明性のより一層の向上を図るため、法令等を遵守し適正に事務処理しなければなりません。ケアレスミス等により不適切な事務処理とならないように、各段階において発注事務担当職員自らがチェックすべき留意点を掲げました。発注事務担当職員は、随時、チェック項目を参照し、事務処理が適切に行われているか、うっかり見落としをしていることはないか、発注事務のチェックを履行してください。

1 発注見通しの公表

発注見通しの公表は、一部の業者が発注情報を先に入手することに起因する不正行為を防止し、公正な競争を促すという趣旨を踏まえ、適正に行われなければなりません。また、発注見通し公表前の発注予定工事に関する情報管理は厳格でなければならず、予算、公告日、等級区分など発注予定工事の内容について事業者等から問合せがあっても、公表されていない情報や公表されない情報は答えてはいけません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室、工事担当課）

- ☐ 閲覧場所及びインターネットアドレスを明記しているか。
- ☐ 公表後、変更または追加があり得ることを明記しているか。
- ☐ 発注ロット（工事の分離・分割又は統合）は適正か。
- ☐ 公表の内容（工事名、工事場所、工事種別、工事期間、入札契約方法、工事概要、発注時期）は適正か。
- ☐ 発注予定工事に漏れはないか。
- ☐ 公表の時期は適正か。
- ☐ 新規追加案件、変更案件について、適時に公表しているか。

2 設計書及び仕様書等の作成

(1) 設計書、積算資料の作成

設計書及び積算資料の作成に当たっては、書類及び情報を厳重に管理し、秘密は保持されなければなりません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 積算資料等を机上に放置していないか。
- ☐ 離席するときは、パソコンで起動している積算ソフトや、設計書等のファイルを閉じているか。
- ☐ 積算システムによる設計書は、契約を締結するまで自分以外の者が見ることのできないようにしているか。
- ☐ 積算担当課への部外者立ち入りについて、制限措置をとっているか。入室制限は、訪問者の見えやすい位置に適切に掲示してあるか。
- ☐ 参考見積りは、所定の手続き（土木の場合は「設計標準歩掛表【運用編】」に示されている）により複数の業者に依頼しているか。

- ☐ 入札参加業者に関係する見積り依頼については、指名審査会において事前審査を受けているか。
- ☐ 積算の数量や単価等のチェックを適正に行っているか。検算者は設計積算者と同等以上の責任を持ってチェックをしなければならない。
- ☐ 起工設計書の審査は、係長、補佐、課長のそれぞれの立場で、適切に行われているか。

(2) 仕様書及び図面等の作成

特定の材料や工法を採用する場合の仕様書及び図面の作成に当たっては、技術的な比較検討の上で、採用した理由を明確にしておくことが必要です。対外的にも説明し得る理由でなければ、特定の業者を優遇しているなどの疑惑を招くおそれがあります。

また、仕様書、図面、施工条件書等の設計図書は、入札参加者が適正な見積りができるよう、また、設計変更が生じた場合の変更手続の円滑化のためにも、詳細かつ適切な条件明示を行う必要があります。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 特定の材料や工法を採用する場合、適正な検討がなされ、採用理由が明確にされているか。
- ☐ 設計図書（仕様書及び図面、施工条件書等）は、それぞれが整合し、入札参加者に分かり易く作成されているか。
- ☐ 発注後に設計図書の差し替えが無いよう、誤謬、施工条件の遺漏や間違いが無いよう、複数の職員で十分検討、精査されているか。

3 発注準備

公共工事等の発注準備は、入札の執行又は見積りの徴収に当たっての事務であり、透明性、競争性を確保する観点から、適正に行わなければなりません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 工事発注に当たって、工事の分離・分割或いは統合を、恣意的に行っていないか。
- ☐ 工期の設定は適正か。必要となる工事期間（土木工事の標準工期の算定は、直接工事費 1 億円未満は簡便法、1 億円以上は積み上げによる。）、繰越手続きの期間、検査のための期間（年度末は 3 月 15 日まで）が確保されているか。
- ☐ 発注予定や必要となる工期に照らして、発注時期は適正か。年度末に工事が集中しないように早期発注するなど、発注の平準化を行っているか。
- ☐ 支払い条件の設定は適正か。
- ☐ 見積期間は適正か。
- ☐ 見積期間の短縮については、真に急を要するもの以外は適正な見積期間を確保すべき。真に急を要する場合にあっては、その理由を明確に説明できるか。

- ☐ 現場説明書、入札条件、指示事項等は適正か。
- ☐ 設計書（金抜き）、積算条件書の金額等の明示は適切か。
- ☐ 提出を求める工事内訳書の記載項目は、設計書と整合しているか。特殊な積算の場合、わかり易く説明されているか。
- ☐ 設計図書は、他の職員によるチェック、係長、補佐、課長による審査を受けているか。
- ☐ 現場説明事項の質問期間及び回答時期の設定は適正か。

4 予定価格調書の作成

予定価格調書の作成に当たっては、その秘密の保持及び情報管理の徹底を図る必要があります。予定価格、設計価格、最低制限価格、低入札調査基準額等の秘密とされる情報を、特定の入札参加者等に漏えいする行為は偽計による競売入札妨害罪に当たります。ただし、事前公表された予定価格は、その時点で秘密となる情報ではなくなります。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課、入札検査室）

- ☐ 予定価格調書について、金額の訂正を行っていないか。
- ☐ 最低制限価格制度又は低入札調査制度が適用される工事は、必要な基準額等が記載されているか。
- ☐ 予定価格調書は、施錠された書庫等に保管されているか。

5 入札の公告及び入札説明書

入札公告及び入札説明書は、入札参加者の競争参加の意思決定に必要な情報であり、参加の可否を左右するものなので、その内容は適正であって、内容に齟齬が生じないように、十分精査しなければなりません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室）

- ☐ 特定の業者が有利又は不利となるような競争参加資格条件を採っていないか。
- ☐ 工事種別は適正か。
- ☐ 工事発注等級は適正か。
- ☐ 経営事項審査の総合評価値の設定は適正か。
- ☐ 経営事項審査の年間平均完成工事高の設定は適正か。
- ☐ 施工実績、施工経験の設定は適正か。
- ☐ 配置予定技術者の資格、専任等の記述は適正か。
- ☐ 地理的条件の適用は適正か。
- ☐ 建設共同企業体に係る記述は適正か。
- ☐ 暴力団排除の記述がされているか。
- ☐ 不良不適格業者（指名停止の業者等）は適正に排除されているか。
- ☐ 競争参加資格の条件の設定に当たり、競争参加に十分な業者数が確保されているか。
- ☐ 実施手順、期間は適正か。

- ☐ 支払い条件は適正か。
- ☐ 入札公告及び入札説明書、設計図書のホームページへの掲載は適正か。
- ☐ 入札指名等の入札参加予定業者へのファクス送信は、複数の職員により適正にチェックされているか。
- ☐ 発注予定工事の公表と整合しているか。

6 業者選定の公正な手続き

業者選定の過程で恣意的に資格審査がなされないよう、公正さを確保するため指名審査会が設置されています。指名審査会は、「防府市上下水道局発注工事等請負業者選定事務要綱」に従って中立、公平な立場で審査を行わなければなりません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室）

- ☐ 特定の業者の排除、特定の業者の参入を意図的に行っていないか。
- ☐ 営業停止、指名停止、経営状況等の確認は、適正に行われているか。
- ☐ 指名業者の絞り込み、抽出方法は適正か。
- ☐ 工事においては、一定の資本関係又は人的関係のある業者を、同一入札に参加させていないか。
- ☐ 総合評価は恣意的でなく、客観的に行われているか。
- ☐ 参加申請書の審査は適正か。
- ☐ 経営事項審査の有効期限の確認は適正か。
- ☐ 資格審査に必要な情報は、適時的確に担当職員に共有されているか。
また、資格審査の際に、低入札受注業者の施工実績や工事成績評点、総合評価落札方式において必要な添付資料など、複数の職員によってチェックされているか。
- ☐ 指名審査会の配付資料の管理は適正に行われているか。審査会終了後、各委員の資料が適正に回収されているか。
- ☐ 指名審査会は適正に運営されているか。

7 随意契約

随意契約は、運用を誤ると業者の選定が一部の者に偏り公平、公正が保てなくなったり、不当な価格で契約締結されるおそれがあり、特に厳正な執行を行うことが求められます。

このため、随意契約によることができる場合は、地方公営企業法施行令第21条の14第1項において、第1号から第9号までに要件が限定的に規定されています。

- 第1号 予定価格が少額である場合
- 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
- 第3号 特定の施設等から物品等の買入れ又は役務の提供を受ける場合
- 第4号 長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を買入れる場合
- 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができない場合

第6号 競争入札に付することが不利と認められる場合

第7号 著しく有利な価格で契約を締結できる見込みのある場合

第8号 競争入札に付し入札者又は落札者がいない場合

第9号 落札者が契約を締結しない場合

これらの要件に該当するか、随意契約すべきものかなどを検討するとともに、随意契約する場合はその理由を十分精査し、随意契約の理由を明確に記述しておかなければなりません。なお、運用に当たっては、該当例などを示した「防府市上下水道局随意契約ガイドライン」を参考にしてください。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 随意契約の理由は、地方公営企業法施行令第21条の14及び防府市上下水道局随意契約ガイドラインの要件に該当するか。
- ☐ 随意契約の正当な理由が具体的かつ詳細に記述されているか。
- ☐ 随意契約の相手方の選定が適正か。
- ☐ 災害応急工事であって緊急に実施する必要があるものについて、所定の手続きにより随意契約を行っているか。

8 入札執行

入札の執行は、ケアレスミスが生じないよう複数者による確認作業を行うなどして、慎重かつ正確に行わなければなりません。

また、入札調書等の記載が適正であるかチェックするとともに、不正や談合の疑いがあれば調査しなければなりません。再度入札や入札不調時の手続きなども適切に処理する必要があります。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室、工事担当課）

- ☐ 入札執行に関する書類（秘密とすべき情報）を、机上に放置していないか。
- ☐ 開札にあたっては、複数の職員で確認をしているか。
- ☐ 工事費内訳書の審査は適正か。設計積算担当部署の複数の職員によってチェックが行われているか。
- ☐ 適正な入札書となっているか。
- ☐ 入札調書等の記載内容は適正か。
- ☐ 入札の辞退があった場合、入札辞退届を徴収しているか。
- ☐ 再度入札、入札執行回数について適正に処理しているか。
- ☐ 入札不調時の措置は適正か。
- ☐ 最低制限価格の措置は適正か。
- ☐ 低入札調査の措置は適正か。
- ☐ 入札結果のホームページでの公表時期は適切か。

9 契約の締結

契約の締結に当たっては、後日契約上の紛争や疑義が生じないよう、適正な手続きにより契約書を作成しなければなりません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室、工事担当課）

- ☐ 契約書が適正に作成されているか。
- ☐ ホームページで公表している入札結果について、予定価格等の追加掲載時期は適切か。
- ☐ 契約締結後の情報公開（公共工事の入札及び契約に係る情報の公表）は、適切に行われているか。
- ☐ 契約締結後の情報公開（積算内訳書の事後公表）は、適切に行われているか。

10 監督

監督は、法令及び会計規程、工事執行規則、契約約款、仕様書等に基づき適正に行わなければなりません。

監督職員と施工業者は、長期にわたり継続的な関係をもつこととなります。円滑な業務遂行のため、意思疎通を図ることや信頼関係があることは必要ですが、馴れすぎると弊害が生じやすくなります。

監督に手心を加えたり見返りを求めるなどの行為は厳に慎まなければなりません。対等の立場であることを認識し、本来受注者が行う必要の無いサービスを求めたりしないよう常に自戒する必要があります。サービスとは、サービス工事はもちろん、発注者が作成すべき変更図面の作成や照査範囲を超えた照査検討、構造計算などです。サービスを受ければ、将来便宜供与を求められたときに断りにくくなるので、十分注意する必要があります。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 現場の施工体制を確認し、提出された施工体制台帳の記載と合致していることを点検しているか。
- ☐ 緊急の場合以外にも、契約図書にないものを口頭で指示のみで施工させていないか。
- ☐ 本来別途発注すべき内容を、適切な検討もなされないまま安易に増工指示をしていないか。
- ☐ 現場において得られた設計図書との差異について、担当課内（内容によっては局長まで）で情報共有されているか。
- ☐ 材料検査確認は適切か。事務手続は文書で行っているか。
- ☐ 段階確認は適切か。事務手続は文書で行っているか。特に完成後に目視できない部分の確認は適切に行われているか。
- ☐ 設計変更に係る現地確認等の立会確認は、適切に行われているか。事務手続は文書で行っているか。

11 契約の変更

設計変更に伴う契約変更の手続きは、軽微な設計変更以外は、その必要が生じた都度、遅滞なく行わなければなりません。また、変更請負代金額が当初請負代金額の3割を超える場合は、原則別途発注しなければなりません。変更設計によ

り増額する場合は、元設計と切り離すことができない合理的な理由が必要です。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（工事担当課）

- ☐ 変更に係る確認、報告、協議、指示、承諾等の受注者とのやり取りは、文書（工事打合せ簿等）で行われているか。
- ☐ 変更協議の時期は適切か。工期末に一括して変更契約していないか。
- ☐ 変更起工に、設計変更に係る工事打合せ簿が添付されているか。
- ☐ 3割を超える変更起工に、合理的な理由を明記した決裁文書が添付されているか。

1 2 完成検査

検査は、防府市上下水道局発注工事検査要綱等に基づき適正に行われなければなりません。施工業者は検査に手心を加えてもらえるかもしれないと勘違いして、担当職員に働きかけることも考えられます。働きかけに応じたり、こちらから見返りを求めたりする行為はあってはならないことです。検査の公正さを疑われることのないよう、業者との関係には極めて慎重でなければいけません。

●適正な事務処理のためのチェックポイント（入札検査室、工事担当課）

- ☐ 工事完成届受理後の、担当課の完了確認及び時期は適正か。
- ☐ 検査は客観的に適正な判断により行われているか。受注業者の担当者が旧知の場合など、対応が甘くなっていないか。
- ☐ 工事検査の時期は適正か。
- ☐ 検査調書の作成は適正か。監督員並びに検査員による評価のバラツキがなく、客観的に公平な評価となっているか。

Ⅲ 発注事務に関する問合せ等に対する対応例

発注事務に関する問合せ等には、次の対応例を参考に適切に対応してください。これらの問合せ等が、建設工事等発注事務に関するコンプライアンス要綱第2条第7項の不当な働きかけ等に該当すると思われる場合は、同要綱に基づいて報告、記録等の事務処理を適切に行うとともに、同要綱第6条第3項の規定により、記録すること、記録が公開請求の対象になること、入札参加資格業者の場合は指名停止措置の可否を判断することを伝えるよう努めてください。

また、これらの問合せ等が偽計又は威力を用いて行われたような場合は、入札等の公正を害する行為となり、刑法等に抵触し処罰の対象となります。職員が入札情報等を漏えいした場合は、たとえ賄賂を受け取らなくても、刑法、入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）、地方公務員法等に違反する行為として処罰の対象となります。

これらの違法な行為があれば、刑事訴訟法第239条第2項には公務員の告発義務も規定されています。

1 事業内容、設計内容に関する問合せ

ホームページの発注予定工事に掲載してある、〇〇工事の内容を教えてください。

ホームページで公表している内容以上のことは、お答えすることはできません。

（注） 業者以外の議員等からの問合せについては、予算資料等で既に公表している内容は回答しても差し支えありませんが、対応の内容を必ず所属長に報告してください。

ホームページの発注予定工事に掲載してある、〇〇工事は〇〇工法で設計（施工）されるのですか。

ホームページで公表している内容以上のことは、お答えすることはできません。発注前の工事内容を（特定の業者に）教えることはできません。

ホームページの発注予定工事に掲載してある、〇〇工事の工事担当者（〇〇さんが担当者か）を教えてください。

工事契約前に監督員（工事担当者）を、教えることはできません。

〇月〇日に入札の〇〇工事の内容を教えてください。

工事内容の質疑は、質問期限までに工事内容質問書を、入札検査室に持参またはファックスで提出して行ってください。電話（面談）での質疑にはお答えできません。

2 予定価格等に関する問合せ

〔事後公表〕 予定価格（設計金額、最低制限価格等）を教えてください。

予定価格（設計金額、最低制限価格等）を事前に教えることは、法令（刑法や地方公務員法等）に違反する行為となりますので、教えることはできません。

〔事前公表〕 予定価格を教えてください。どうせ事前公表するから問題ないでしょう。

入札公告（入札通知）に記載しますので、事前にお知らせすることはできません。（問合せ業者が入札参加資格に該当するのかどうか、あるいは指名通知されるかどうかはわからない。）

〔数字を示して、事後公表〕 予定価格（設計金額、最低制限価格等）がこれであれば、うなずいてほしい。あるいは上か下か示してほしい。

予定価格（設計金額、最低制限価格等）を教えることになり、法令（刑法や地方公務員法等）に違反する行為となりますので、教えることはできません。

3 入札時期に関する問合せ

〇〇工事の入札はいつ行われるのか。

発注予定工事で公表している以上のことは、お答えできませんので、入札公告までお待ちください。

（発注予定工事で公表しているように、第〇四半期の発注予定です。）

今年完了した〇〇工事の続きは、来年発注されるのか。

年度初めに発注予定工事を公表しますので、それまでに発注予定を教えることはできません。

（注） 業者以外の議員等からの問合せについては、予算資料等で既に公表している内容は回答しても差し支えありませんが、対応の内容を必ず所属長に報告してください。

4 一般競争入札参加資格に関する問合せ

〇〇工事の一般競争入札が行われるらしいが、その入札参加資格はどのようなのか。

特定の入札案件の内容については、入札公告するまで答えることはできません。入札公告までお待ちください。

（注） 自社が参加できるような入札参加資格要件にせよ、或いは入札参加資格要件を変更せよという要求は、不当な働きかけ等にあたります。

5 入札参加者に関する問合せ

〇〇工事の入札に〇〇建設は参加するのか（又は参加しないのか）教えてください。

入札参加者に関することは、入札終了後までお答えすることはできません。

〇〇工事の入札に参加するのは、全部で何社ですか。

入札参加者に関することは、入札終了後までお答えすることはできません。

〔積算のための見積り依頼において〕見積りは、ほかにどこの業者に依頼されていますか。

見積りを依頼している業者名を教えることはできません。（見積り依頼業者を教示することは、公正な見積り徴収を損なうおそれがあります。）

6 指名業者の選定に関する問合せ

〇〇工事で指名されていないのはなぜか。どのような基準で選定したのか。

指名理由は、入札終了後に入札参加指名業者表を公表しますので、そちらでご確認ください。公表前にお答えすることはできません。

（注） 選定理由を確認した上で、自社が指名されなかった理由の説明を求められた場合は、一般的な苦情処理として丁寧な説明を行ってください。なお、後日紛争となったときのため、説明は複数で行い、対応状況は必ず記録してください。

IV 入札談合等関与行為防止法について

「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」

1 法の制定、改正の経緯

本法は、国・地方公共団体等の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合を防止するために、平成 14 年 7 月に議員立法により「入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律」が制定され、平成 15 年 1 月から施行されました。

しかし、同法施行後も、本法に基づき公正取引委員会が改善措置要求を行ったほか、刑法の競売入札妨害罪・談合罪で発注機関側が摘発される事例が生じる等、官製談合事件が多く見られる状況が続いたことを踏まえ、平成 18 年 12 月、発注機関職員に対する刑事罰の導入、入札談合等関与行為の範囲の拡大、法適用対象となる発注機関の拡大等を内容とする改正が行われ、法律名も「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律」と改正され平成 19 年 3 月 14 日から施行されています。

2 入札談合等関与行為に該当する行為（法第 2 条第 5 項）

入札談合等に関与する行為として、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の入札談合の幫助の 4 類型が定められています。

なお、「入札談合等」とは、入札、競り売りその他競争により相手方を選定する方法により行う売買、貸借、請負その他の契約の締結に関し、参加事業者が行う「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」に違反する行為をいいます。

【入札談合等関与行為の事例】

- ①談合の明示的な指示（1 号：事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること。）
 - ・事業者ごとの年間受注目標額を提示し、その目標を達成するよう調整を指示すること。
- ②受注者に関する意向の表明（2 号：契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約の相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること。）
 - ・受注者を指名、あるいは受注を希望する事業者名を教示すること。
- ③発注に係る秘密情報の漏えい（3 号：入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。）
 - ・本来公開していない予定価格を漏えいすること。
 - ・本来公開していない指名業者の名称、総合評価落札方式における入札参加業者の技術評価点等、あるいはその入札を実施することを予定している事

務所等の名称等を漏えいすること。

- ④特定の入札談合の幫助（４号：特定の入札談合等に関し、事業者、事業団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること。）

- ・指名競争入札において、事業者から依頼を受け、特定の事業者を入札参加者として指名し、入札談合を容易にする行為
- ・事業者の作成した落札予定者に係る割付表を承認し、入札談合を容易にする行為
- ・分割発注の実施や発注基準を引き下げるなど発注方法を変更し、入札談合を容易にする行為

【入札談合等関与行為の背景、要因】

- ① 地元業者の安定的・継続的な受注の確保や困難な事業に適切に対応できる専門的な事業者の育成など、業界や地元業者を保護・育成するため
- ② 信用確実な事業者へ委託し、品質を確保するため
- ③ 発注機関からの要請によく応えていた従前の契約業者など、特定の事業者との契約を継続するため
- ④ 入札関連情報や指名業者選定上の配慮などを求める事業者からの働きかけに應えるため
- ⑤ 過去の取引実績の維持等により、円滑な入札業務を確保するため（随意契約から入札への切替えによる混乱の回避を含む。）
- ⑥ 職員の再就職先を確保するため
- ⑦ 入札談合等関与行為に対する職員の違法性の認識が希薄であるため

3 公正取引委員会による改善措置要求等（法第3条、第4条、第5条）

発注機関の職員が入札談合等関与行為を行ったと認められる場合、公正取引委員会は発注機関の長に対して改善措置を要求することになります。改善措置要求を受けた発注機関は、必要な調査を行い、入札談合等関与行為を排除するための改善措置を講じなければなりません。調査結果及び改善措置は、公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければなりません。

4 職員に対する刑罰規定（法第8条）

発注機関の職員が、入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、入札談合を唆すこと、予定価格その他の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、入札等の公正を害すべき行為を行ったときは、5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処されることとなります。

入札談合等関与行為（法第2条第5項）は、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反する行為に関与するものであることが必要ですが、当該刑事罰は、入札

等の公正を害する行為であれば足り、独占禁止法違反行為の存在を前提としたものではありません。入札等の公正を害すべき行為を行った職員の職務違背性・非違性に着目して、これを刑事罰で処罰するものです。

5 不祥事の結末

職員が不祥事により、入札談合等関与行為等で逮捕された場合、以下の処分等を本人だけが背負うだけでなく、本人の家族や周囲の方までも巻き込み、結果として本人や家族の人生も含め、今まで築き上げてきた全てを失う結果となります。

(1) 刑事上の制裁

捜査（職場及び居宅の家宅捜査、証拠押収）、逮捕及び刑事罰を受けます。
有罪となった場合の刑罰規定

- ① 刑法の競売等妨害罪 3 年以下の懲役、250 万円以下の罰金（併科）
- ② 独占禁止法違反の幫助犯 5 年以下の懲役、500 万円以下の罰金
- ③ 入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法）の職員入札等妨害罪 5 年以下の懲役、250 万円以下の罰金
- ④ 刑法の収賄罪（単純収賄）5 年以下の懲役（授受した金銭は追徴金として没収され、手元には一切残らない）

※ 禁固以上の刑に処せられた場合、執行猶予がついても懲戒免職となり失職します。また、起訴された場合、本人の意思に反して任命権者は、休職にすることができます。

(2) 行政上の制裁

① 懲戒処分

免職となった場合は、公務員の身分が剥奪され、退職金は支給されず、年金も減額されます。職を失った後、新たな就職先の見通しも立ちにくく、収入は途絶えることになります。

停職となった場合はその間の給与は支給されず、収入が一時的に途絶えることになります。

② 退職金の返還

在職中の非違行為が退職後に発覚した場合であっても、退職手当の返還命令を受ける場合があります。

(3) 民事上の制裁

入札談合等関与行為を行った職員に対し、損害賠償が請求されることがあります。

- ① 談合による市の損害の有無等を調査し、調査結果を公表します。
- ② 談合によって市に損害があった場合、入札談合等関与行為を行った職員に対して、工事の請負代金の額を基準に、損害賠償が請求されます。

(参考)

入札談合等関与行為を行った職員への損害賠償請求は、その損害額の算定が難しいといわれていましたが、次のような考え方が示されています。

- 1 現行法令に基づく損害賠償請求等は、発注機関に生じた損害を回復するために行われるものであり、その損害額の算定は、当該入札談合による契約価格の上昇分（発注機関に生じた損害額全体）に当該職員の責任割合を乗じることにより求められるものと考えられる。
- 2 入札談合による契約価格の上昇分は、民事訴訟法第 248 条に基づき、裁判所の職権により相当な損害額を認定することが可能となったことから、判例の蓄積が進んでおり、発注機関はこれらを参考にしつつ損害額を算定することが可能となる。
- 3 発注機関が損害賠償請求等を行う場合には、通常は事業者と当該職員に連帯して請求するものと考えられ、この場合当該職員の責任割合は当事者間の問題となる。

損害賠償の請求事例

発注機関 (改善措置要求日)	損害賠償請求の内容
A市 《建設工事》 (H16. 7. 28)	A市は、平成 19 年 10 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 4 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 7 4 3 0 万円の損害賠償請求を行った。
B公団 《鋼橋工事》 (H17. 9. 29)	B公団各社は、平成 20 年 7 月、入札談合等関与行為が認められた元副総裁及び元理事に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 8 6 億 8 3 0 0 万円（事業者が既に支払った額を控除済）の損害賠償請求を行った。
C省 《水門設備工事》 (H19. 3. 8)	C省は、平成 22 年 1 月、入札談合等関与行為が認められた元職員 2 名（うち 1 名は死亡しているため、その相続人）に対し、独占禁止法違反を認定された事業者及びOB 3 名との連帯債務として、総額 7 億 8 6 3 6 万円の損害賠償請求を行った。
D省 《什器類》 (H22. 3. 30)	D省は、平成 25 年 1 月、損害賠償責任が存するとして職員等 8 名に対し、違反事業者の 6 社との連帯債務として、総額 1 億 7 0 4 5 万円の損害賠償請求を行った。
E市 《土木工事》 (H22. 4. 22)	E市は、平成 22 年 12 月、入札談合等関与行為が認められた元特別職職員 1 名並びにその当時の上司 2 名及び部下 1 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 1 6 億 6 5 4 5 万円の損害賠償請求を行った。
F県 《土木舗装工事》 (H23. 8. 4)	F県は、平成 24 年 3 月、入札談合等関与行為が認められた職員等 1 2 名に対し、独占禁止法違反を認定された事業者との連帯債務として、総額 9 2 0 0 万円の損害賠償請求を行った。

(4) 社会的な制裁

実名での写真、映像でテレビ、新聞等で報道されます。

(5) 本人、職場、家族への影響

① 本人に対する影響

- ア 職を失い、収入が途絶える。
- イ 地位と名誉が失墜する。
- ウ 経済的にも、人間関係においても、その後の人生がまったく変わる。

② 職場への影響

- ア 市に対する市民の信用を失う。
- イ 市の業務に対する市民の理解や協力が得られなくなる。
- ウ 検察による家宅捜査や証拠押収を受け、担当部署の業務が滞るなど、職場のみならず市民にも影響を及ぼす。

③ 家族への影響

- ア 家族は、計り知れないほど大きな精神的ショックを受ける。
- イ 検察による家宅捜査や証拠押収を受ける。
- ウ 家族が証人として出廷を求められる場合がある。
- エ 事件が公表され、知人、友人、近所にも知られることになる。
- オ 本人の失職、退職金の不支給により、経済的にも大きな影響を受けるので、家族の生活も大きく変わってしまう。

6 当該法律に関するQ & A

第2条 第4項	Q 「入札、競り売りその他の競争により相手方を選定する方法」には、どのような契約方法が含まれるのか。 A 一般競争入札及び指名競争入札のほか、随意契約のうち複数の事業者を指名して見積りを徴収し、見積金額だけを比較して契約先を決定する形態のもの（指名見積合せ）が含まれる。 なお、複数の事業者から提案書の提出を求める場合であれば技術要素のみで評価する選定方法（例えばプロポーザル方式）も該当する。
第2条 第5項	Q 国務大臣や地方公共団体の首長は、「入札談合等関与行為」の規定の対象になるか。また、刑事罰規定の対象になるか。 A 本法の「職員」には、国務大臣や地方公共団体の首長も含まれるので、「入札談合等関与行為」を行った場合には、公正取引委員会の改善措置要求の対象となる。 また、国務大臣や地方公共団体の首長も、その職務に反して入札等の公正を害する行為を行った場合は、刑事罰の対象となる。
第2条 第5項	Q 各省庁や地方公共団体のOBは、入札談合等関与行為の規定の対象になるか。また、刑事罰規定の対象になるか。 A 本法の「職員」は、発注機関の現職の職員をいうため、発注機関のOBが入札談合に関与したとしても、本法の「入札談合等関与行為」には該当しない。

	刑事罰規定は、OBが現職の職員と「職員による入札等の妨害の罪」の共犯として刑事罰の対象となる可能性がある。
第2条 第5項 第3号	Q 「特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であって秘密として管理されているもの」とは、どのような情報か。 A 次の2つの条件を満たす情報が、本法の対象となる「情報」に該当する。 ① 特定の事業者又は事業者団体が知ることにより入札談合等を行うことが容易となる情報であること。 ② 秘密として管理されているものであること。 ①については、事業者が談合ルールを運用する際に必要な情報を指し、具体的には、予定価格、予定価格が容易に推測できる予算額などである。 ②については、既に公表されているなど秘密として管理されておらず、不特定多数の者が知り得る情報は、対象にならない。秘密として管理されているかどうかは、発注機関の取扱いにより判断される。
第2条 第5項 第4号	Q 「入札談合等を幫助する」行為とは、具体的にどのような行為が該当するのか。 A 特定の入札談合に関し、①事業者等からの依頼を受け又は自ら働きかけ、②職務に違反して、③入札談合を容易にする目的で行う幫助行為であることが要件となる。 例えば、発注機関職員が、特定の事業者の役員から提示された入札談合の受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い、契約担当課に対し、指名業者の組合せを指示するといった行為が該当する。
第2条 第5項 第4号	Q 地方公共団体が、地場産業の振興や中小企業対策のため、分割発注や地元企業に対して優先発注を行うことがあるが、これらも「入札談合等を幫助する行為」として問題となるか。 A 法では「特定の入札談合に関し」、「入札談合等を容易にする目的で」と規定されているので、そのような目的以外の地場産業の振興・中小企業対策といった一般的な政策目的で行われる発注方法の選定は含まれず、入札談合等関与行為にはならない。 なお、地域要件の設定について、地元事業者の受注の「機会」の確保にとどまらず、「結果」の確保まで配慮された運用が行われる場合は、地元事業者の競争的体質を弱め、健全な育成を阻害する結果となってしまうことから、地域要件について一定数以上の事業者の入札参加が見込める場合に設定するなど、入札参加者の固定化の防止や十分な入札参加者の確保に配慮した運用が必要であると考

	えられる。 また、地元事業者の下請や地元産品の使用の要請についても、一般的な要請の範囲を超え、事業者に対して義務付ける場合には、事業者の自由な事業活動を制限するおそれがあることから好ましくないと考えられ、建設業法にも違反するおそれがある。
第3条	Q 公正取引委員会からの改善措置要求は、事業者の談合が実際にあった場合に限って行われるのか。 A 本法では、公正取引委員会が事業者の入札談合等を認定した場合において、当該違反行為について発注機関の職員が関与していたときに入札談合等関与行為が認定されることになる。公正取引委員会が、事業者に違反行為に対する措置を講じる際に、併せて発注機関に対して改善措置要求が行われる。
第4条	Q 損害賠償請求に関する調査結果の公表を義務付ける理由は何か。 A 本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為による損害の有無、職員の賠償責任の有無等を調査することが義務付けられているが、法制定時には調査結果の公表は義務付けられていなかった。 その後も、いわゆる官製談合が多くみられる状況から、発注機関が対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきた。平成18年改正では、発注機関が行う損害賠償請求に関する調査の結果について、その公表が義務付けられた。
第5条	Q 懲戒事由に関する調査結果の公表を義務付ける理由は何か。 A 本法では、入札談合等関与行為が認められた発注機関に対しては、当該入札談合等関与行為を行った職員が懲戒事由に該当するかどうかを調査することが義務付けられているが、法制定時には調査結果の公表は義務付けられていなかった。 その後も、いわゆる官製談合が多くみられる状況から、発注機関が対外的に十分説明できるような対応を行うことが、より一層求められるようになってきた。平成18年改正では、発注機関が行う懲戒事由に関する調査の結果について、その公表が義務付けられた。
第8条	Q 発注機関職員が、入札等の公正を害すべき行為を行った場合、刑事罰規定が適用されるが、具体的にどのような行為が該当するのか。 A 事業者に対し、入札談合を行うよう唆すことや予定価格等の入札に関する秘密情報を漏えいするほか、指名競争入札において入札談合に応じる業者のみ指名する行為などが処罰されることになる。

第8条	Q 入札談合等関与行為と刑事罰規定との間には、どのような関係があるのか。 A 「入札談合等関与行為」は独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反する行為に関与するものであることが必要であるが、「職員による入札等の妨害」の刑事罰は、入札等の公正を害すべき行為であれば足り、独占禁止法違反があることは必要ない。 また、「入札談合等関与行為」は、①談合の明示的な指示、②受注者に関する意向の表明、③発注に係る秘密情報の漏えい、④特定の談合の幫助の4類型が規定されているが、「職員による入札等の妨害」の刑事罰は、職員が職務に反し入札談合を唆す等により、入札等の公正を害すべき行為を行うことが処罰の対象となっており、その行為の態様が「入札談合等関与行為」の4類型に制限されているわけではない。
-----	--

7 当該法律に基づく刑事事件例

年	発注機関	事 件 概 要
H17	B公団	副総裁及び理事は、公団発注の鋼橋上部工工事について、独占禁止法違反（共同正犯）及び背任罪に問われ、それぞれ懲役2年6月（執行猶予4年）及び懲役2年（執行猶予3年）の判決を受けた。
H17	A市	市職員4名は、業者に設計金額等を漏えいしたとして、競売入札妨害罪に問われ、それぞれ懲役1年～1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。
H19	独立行政法人 G	元理事及び元課長は、G幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務の受注業務に従事していた者らと共謀の上、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、独占禁止法違反の罪に問われ、それぞれ懲役2年（執行猶予4年）及び懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。
H23	C省	ダム工事事務所の職員は、光ケーブル敷設工事の調査基準価格を、工事を落札したA社に対し、A社に資材を納入しているB社の幹部を通じて伝え、B社から現金400万円を受け取ったとして、第8条及び収賄罪を問われ、懲役2年6月（執行猶予4年）及び追徴金400万円の判決を受けた。
H23	H町	町職員は、中学校の校舎と体育館の建て替え工事の指名競争入札において、特定の共同企業体（JV）が落札できるよう指名業者を選定し、同JVに落札させたなどとして、第8条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金100

		万円の略式命令を受けた。
H23	I 市	市職員は、公園舗装工事の一般競争入札において、特定の会社に対して最低制限価格の算出根拠となる予定価格などを電話で漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 100 万円の略式命令を受けた。
H23	J 庁	J 庁の職員 3 名は、森林整備事業等の総合評価落札方式の競争入札において、本来会社が作成して提出すべき技術提案書を特定の会社のために作成したほか、同社に対して予定価格を算出できる単価を漏えいし、その見返りとして商品券等を受け取るなどしたとして、第 8 条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、それぞれ懲役 2 年（執行猶予 4 年）追徴金 23 万円、懲役 2 年（執行猶予 4 年）追徴金 21 万円、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）追徴金 75 万円の判決を受けた。
H24	K 市	市職員は、配水池新設工事の一般競争入札において、特定の会社に予定価格を漏えいし、その謝礼として商品券を受け取ったとして、第 8 条、競売入札妨害罪及び加重収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）追徴金 10 万円の判決を受けた。
H24	L 市	市職員は、下水道工事の条件付一般競争入札において、特定の会社に最低制限価格に近い額を漏えいして同社に落札させたとして、第 8 条違反に問われ、懲役 1 年（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
H24	M 町	町職員は、下水道工事の指名競争入札において、特定の会社に対して指名業者名や予定価格を漏えいし、その見返りとしてゴルフクラブセットや現金 20 万円を受け取ったとして、第 8 条及び収賄罪に問われ、懲役 2 年（執行猶予 4 年）追徴金 38 万円の判決を受けた。
H24	N 県	県職員は、設備点検委託業務の指名競争入札において、特定の会社に対して入札価格の基となる設計価格を漏えいしたほか、別の会社に対して設計価格等を漏えいするなどし、その見返りとしてテレビを受け取ったとして、第 8 条及び収賄罪等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
H24	O 市	市職員は、街路樹維持管理業務委託の指名競争入札において、会社が示した見積金額のうち予定価格に近い金額の書かれた書面を指差して教え、その会社に落札させたとして、第 8 条違反に問われ、罰金 50 万円の略式命令を受けた。

H25	D省	職員2名は、次期多用途ヘリコプターUH-X開発の企画競争入札において、特定の会社に対して仕様書案や競合他社の内部資料を漏えいしたとして、第8条違反に問われ、それぞれ罰金100万円の略式命令を受けた。
H25	P県	県職員は、交通安全対策工事の指名競争入札において、特定の会社に有利な指名業者選定案を部下に作成させ、入札の参加業者を決めるなどしたとして、第8条及び公契約関係競売入札妨害罪に問われ、懲役2年（執行猶予3年）の判決を受けた。
H25	Q市立大学	職員は、トイレ改修工事の指名競争入札において、特定の会社に入札参加業者を選定させたとして、第8条及び競売入札妨害罪に問われ、罰金100万円の判決を受けた。
H25	R市	市職員は、設備工事の指名競争入札において、特定の会社に対して最低制限価格に近い価格を漏えいしたほか、他の設備工事の指名競争入札において、同社に対して最低制限価格に近い価格を漏えいするなどし、その見返りに同職員の自宅の電気配線工事等について無償の提供を受けたとして、第8条及び収賄罪に問われ、懲役2年（執行猶予3年）追徴金190万円の判決を受けた。
H25	S町	町職員は、中学校の体育館の新築工事等の指名競争入札において、特定の業者に対して最低制限価格を漏えいしたとして、第8条違反に問われ、懲役1年6月（執行猶予3年）の判決を受けた。
H25	C省	職員2名は、業者に入札参加業者及びその評価点並びに予定価格を漏えいしたとして、第8条違反に問われ、それぞれ懲役1年6月～10月（執行猶予4年）の判決を受けた。
H26	T市	市職員は、道路側溝工事等2件の一般競争入札において、談合の調整役に対し、特定の共同企業体（JV）が落札できるように指名し、その見返りに現金計130万円を受け取ったなどとして、第8条違反及び収賄罪等に問われ、懲役2年6月（執行猶予4年）追徴金130万円の判決を受けた。
H26	U市	市職員は、ごみ収集運搬業務委託2件の一般競争入札において、特定の業者に対して調査基準価格に近い価格を漏えいしたとして、第8条違反に問われ、懲役1年（執行猶予3年）の判決を受けた。

H26	J 庁	J 庁の職員は、奈良森林管理事務所が発注した災害復旧工事 2 件の一般競争入札において、特定の会社に対して、入札書比較価格に近い価格を漏えいしたとして、第 8 条違反等に問われ、懲役 1 年 6 月（執行猶予 3 年）の判決を受けた。
H26	独立行政法人 V	職員 2 名は、業者に予定価格に近い金額を漏えいしたとして、第 8 条違反に問われ、1 名は懲役 1 年 2 月（執行猶予 3 年）の判決を受け、他の 1 名は罰金 100 万円の略式命令を受けた。
H27	W 市	市職員は、公園複合遊具修繕工事の指名見積合せにおいて、特定の業者に対して見積業者名及び同社が提示した見積金額で契約可能であることを教示したほか、同市が発注する公園修繕工事等で特定の業者が受注できるように便宜をはかり、その見返りに同職員の自宅のカーポート等の設置工事について無償で提供を受けたとして、第 8 条違反、収賄罪等に問われ、懲役 2 年 6 月（執行猶予 4 年）及び追徴金 50 万円の判決を受けた。
H27	X 市	市職員は、下水道污水管施設工事等 4 件の条件付一般競争入札において、特定の業者に対して予定価格等を漏えいし、その見返りに計 40 万円を受け取ったなどとして、加重収賄罪等に問われ、懲役 3 年（執行猶予 4 年）追徴金 40 万円の判決を受けた。